

【配布資料①】

オービックシーガルズに関する一連の調査および懲罰処分について

1. 事案の概要

Xリーグでは、競技の公平性を確保するため、各チームの「プロ契約選手」を4名までと定めています（競技運営規程第26条）。

2026年4月17日の選手登録日以降、加盟チームから、他チームに4名を超える「プロ契約と疑われる選手」がいるのではないかと確認を求める声が寄せられたことから、協会はXリーグプレミアに所属する全11チームに対して、プロ契約選手の上限人数の遵守状況を確認するとともに、疑義のある選手について情報提供を求めました。

その後、複数チームを対象に懲罰委員会による調査を実施した結果、オービックシーガルズについて、

- プロ契約選手の人数制限に関する規程違反
- 協会の調査に対する調査・協力義務違反
- 資格停止期間中の公式試合会場への来場

が認定され、それぞれ懲罰処分を行いました。

また、現在もオービックシーガルズ所属選手2名について、プロ契約選手に該当する経済的利益の提供が行われていたかどうかの調査を継続しています。

2. これまでの経緯

日付	主な経緯
4月17日	2026シーズン選手登録。その後、加盟チームからプロ契約選手の登録人数について確認を求める声が寄せられる
5月11日	全11チームに対し、自チームの上限人数遵守の確認および他チームの疑義案件について情報提供を要請
5月19日	加盟チームからの情報提供の結果、プロ契約人数違反の疑いがあるチームの存在を認識。情報提供結果を理事会に報告し、本件に関する弁護士を含めた懲罰委員会の設置を決定。
5月25日	第1回懲罰委員会
5月26日	Xリーグプレミア実行委員会に調査方針を報告。11チーム代表者が懲罰対応を懲罰委員会の判断に委ねることで合意
6月18日 ～7月5日	リーニエンシー期間（協力や自己申告を考慮して処分を減免、免除する期間）を設定し、自己申告を受付
7月7日 ～8月27日	残る疑義案件について関係者ヒアリング、提出資料の確認等を実施
8月28日	オービック所属選手1名についてプロ契約選手と認定。選手1名を厳重注意、並河研代表・古谷拓也GMを1か月間の資格停止
9月11日	調査・協力義務違反により、並河代表・古谷GMを無期限資格停止。並河代表について別途20万円の罰金
9月15日	理事会で懲罰委員を増員。弁護士、公認会計士の外部専門家2名を新たに任命
9月22日	協会執行本部の富永一を懲罰委員会のメンバーから外し、西村大介理事長を新たに任命
現在	オービック所属選手2名について継続調査。

3. 確認できている事実

(1) リーニエンシー期間中に申告された住宅提供

オービックス・ガールズから、チームが契約する居室を選手4名に提供していたとの自己申告がありました。協会は、この住宅提供がリーグ規程上の「プロ契約選手」に該当する状態であったと認定しました。

ただし、リーニエンシー期間内の自己申告であり、その後、対象選手が過去の家賃を全額返済し、以降の住宅提供も終了したことを確認したことから、この事案については懲罰処分の対象としていません。

(2) 未登録選手1名への活動費等の支給

プロ契約選手として登録されていないオービックス所属選手1名について、2025年12月から2026年3月までの間、トレーニング費等の活動費が支給されていたことを確認しました。

この支給について、競技運営規程第9条第9号に定める「アメリカンフットボール選手の活動の対価として」の「経済的利益の提供」に該当すると判断し、当該選手を「プロ契約選手」と認定しました。

その結果、オービックス・ガールズはプロ契約選手の上限人数を超え、競技運営規程第26条に違反していたと判断しました。

(3) 協会の調査に対する対応

継続調査の過程において、並河研代表および古谷拓也GMから、事実に反する、あるいは不合理または相互に矛盾する複数の資料の提供・説明が行われたほか、協会の調査に対する非協力的な対応があったことを確認しました。

これを競技運営規程第27条に定める「調査及び協力義務」違反と判断しました。

(4) 資格停止期間中の公式試合会場への来場

並河研代表について、1か月間の資格停止処分期間中であつた、2026年8月30日に公式試合会場へ来場したことを確認しました。

この行為を競技運営規程第39条第6号「NFAの規程に定めのある違反行為」に該当すると判断しました。

4. 現在調査中の事項

プロ契約選手として登録されていないオービックシーガルズ所属選手**2名**について、それぞれの所属会社を経由して、「アメリカンフットボール選手の活動の対価として」の金員または経済的利益の提供を受けていたのではないかとの疑義について、現在も調査を継続しています。

5. 今回の対応処分と、違反認定等の根拠となる規定

対象・事案	Xリーグ／懲罰委員会の判断・対応	根拠となる規定
未登録選手1名への活動費等の支給	当該選手を「プロ契約選手」と認定	競技運営規程第9条第9号「プロ契約選手」の定義
プロ契約選手上限超過	人数制限違反と認定	競技運営規程第26条（プロ選手契約）
上記違反	選手1名を厳重注意	第26条違反
上記違反	並河研代表、古谷拓也GMを1か月間の資格停止	第26条違反
調査への矛盾する資料・説明など、非協力的対応	調査・協力義務違反と認定	競技運営規程第27条（調査及び協力義務）
上記違反	並河研代表、古谷拓也GMを無期限資格停止	第27条違反

並河代表の資格停止期間中の公式試合会場への来場	規程違反と認定し、罰金20万円	競技運営規程第39条第6号「NFAの規程に定めのある違反行為」
調査中の選手2名	疑義が払拭されるまで公式戦への出場自粛を強く要請	規定はなく、懲罰委員会の判断
事業部部長・HC	公式戦に関わる職務の自粛と疑義払拭への対応を要請	規定はなく、懲罰委員会の判断
オービックスーガーズ	改善・再発防止策および実施計画の提出を要請	規定はなく、懲罰委員会の判断

6. 今後の対応

(1) 所属選手2名に関する継続調査

現在も疑義が残っているオービックスーガーズ所属選手2名について、引き続き懲罰委員会による調査を継続します。

当該2名については、疑義が払拭されるまで、公式戦への出場を自粛するよう強く求めています。

(2) オービックスーガーズに対する改善・再発防止の要請

オービックスーガーズに対して、2026年10月11日を期限として、

- 原因の究明
- 組織体制・ガバナンスの見直し
- 社内規程・ルールの整備
- 教育・研修の実施
- 再発防止策の実行と検証
- 協会によるモニタリング・継続調査への協力

を含む、改善・再発防止策および実施計画の提出を求めています。

(3) 懲罰委員会による調査体制の強化



9月15日に外部専門家2名を新たに懲罰委員に任命し、9月22日にXプレミアのチームに所属する富永委員を懲罰委員会のメンバーから外し、西村大介理事長を新たに任命しました。独立性・専門性を確保しながら、引き続き調査を進めます。

(4) 公式戦への対応

オービックシーガルズからは、一連の問題で対象となった選手について、2026年レギュラーシーズン期間中の公式戦への出場を自主的に見合わせる旨の申し出を受けています。

また、現在も疑義が継続している案件について、懲罰委員会による審議・調査に全面的に協力する旨の意思表示を受けています。

【問い合わせ先】

一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会

広報 松元竜太郎

email : info@xleague.jp